

山梨県物流基盤の強化に関する条例

山梨県産業政策部産業政策課課長補佐 森屋 直樹

山梨県は、「山梨県物流基盤の強化に関する条例」を制定した（令和6年条例第42号として、令和6年7月22日公布・施行）。

物流が県民生活や経済活動を支える重要な基盤であることを鑑み、将来にわたって物流機能が発揮できるよう、物流関連事業者や荷主企業のみならず、消費者として県民もその重要性に対する理解を深め、地域全体で物流基盤の強化に取り組むのがねらい。

1 はじめに

令和6（2024）年4月、トラックドライバ―に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が適用されました。これにより、時間外労働の上限が年間960時間となるなど一部のトラックドライバ―の労働時間が短くなることで、輸送力が令和12（2030）年度には34%不足し、物流が停滞する恐れのある「2024年問題」に直面しています。

山梨県では、物流が県民生活や経済活動を支える重要な基盤であることを鑑み、将来にわたって物流機能が十分に発揮できるよう、

物流関連事業者や荷主企業のみならず、消費者として県民にもその重要性に対する理解を深めていただき、地域全体で物流基盤の強化に取り組むため、「山梨県物流基盤の強化に関する条例」を令和6（2024）年7月22日に制定し、同日施行しました。

2 条例制定に至った背景と経緯

物流とは「物資を供給者から需要者へ、時間的及び空間的に移動する過程の活動。一般的には、包装、輸送、保管、荷役、流通加工及びそれらに関連する情報の諸機能を総合的に管理する活動」と定義され、その主な担い手として道路貨物運送業及び倉庫業があります。

我が国の貨物輸送においては、その9割以上をトラック輸送が占めているものの、トラックドライバ―の人手不足や厳しい労働環境が課題となっています。国土交通省の資料によると、全職業平均と比べ、トラックドライバ―は労働時間が長いわりに年間賃金が低く、有効求人倍率は2倍となっています。

長時間労働の背景には、荷待ちや荷役等による拘束時間など、これまでの商慣習に根付いた習慣や、EC市場の拡大に関連する宅配便の再配達など、県民の消費生活にも深く関わる業務があり、また、年間賃金の低さの背景には物価や労務賃の上昇に対応した荷主による運賃改定の効果が実運送事業者に及びにく

い多重下請構造などがあると言われていました。

物流の停滞による県民生活や地域経済への大きな影響が懸念される中、国による物流革新の取組と歩調を合わせ、山梨県としてできることはしっかりと取り組むとの方針の下、令和6(2024)年3月に有識者、商工団体、消費者団体、県トラック協会、荷主企業、及び国や市町村の代表者などで構成される「物流の2024年問題検討委員会」を立ち上げました。

検討委員会では、物流の停滞は、山梨県の主要産業である果樹などの農産物流通に特に影響が大きいことや、人口減少が加速する地方の消費生活においては宅配便の重要性が今後も高まっていくことなどの意見とともに、今後、行政や物流事業者だけでなく、消費者である県民も含めて、県を挙げて物流機能の維持発展に取り組むための拠り所となる条例制定を求める意見が出され、令和6(2024)年7月の条例制定となりました。

3 条例の概要

「山梨県物流基盤の強化に関する条例」は全10条の条文及び附則からなりますが、紙面の都合もありますので、本条例の主なポイントを説明します。

(1) 第1条

まず、第1条では条例制定の「目的」を記載しています。

物流は、県民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、その強化は県民生活、企業活動の安定につながることから、本条例では、物流基盤の強化の推進に当たって、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

なお、本条例は物流関連事業者の振興だけのために制定したものではなく、物流事業者と直接取引のない企業や県民一般を含め、地域を挙げて物流という社会基盤を強化していくものであるという点を強調させていただきます。

(2) 第2条

次に、第2条では「基本理念」を記載しています。

物流が県民生活や地域経済の安定向上、健全な発展に不可欠であることを鑑み、物流基盤の強化に当たっては、物流機能が持続的に維持、発展していくような基本的な認識の下に実施されることを規定しています。

物流の重要性やその構造的な課題は「2024

年問題」でクローズアップされた感もありますが、県民生活や地域経済を支える社会基盤としての重要性を改めて認識し、一過性ではなく持続可能な対策という視点を重視していくこととしています。

(3) 第3条～第6条

第3条から第6条までは、「県の責務」(第3条)、「市町村の責務」(第4条)、「物流関連事業者等の責務」(第5条)、「県民の理解と協力」(第6条)について記載しています。

このうち「県の責務」については、第1項で基本理念に則り施策を総合的に策定、実施すること、第2項で市町村の施策に対して必要な協力をすることを規定しており、さらに第3項において、県施策に関して県民や物流関連事業者等に協力を求めることを規定しています。

ここで特記しておきたいのは、第3項に規定した「物流関連事業者等」への協力要請です。条文では「物流関連事業者等」の定義として、「物流関連事業者(輸送、保管その他物資の流通に係る業務を担う事業者をいう。以下この項及び第7条第3号において同じ。)」及び当該物流関連事業者が提供するサービスを利用する事業者をいう。第5条において同じ」と規定しており、いわゆる荷主企業に対

しても県施策に対する協力を求めていくことを明確にしている点です。

(4) 第7条

第7条では、県が講ずる「基本的施策」について記載しています。

国は令和5(2023)年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、「商慣行の見直し」、「物流の効率化」及び「荷主・消費者の行動変容」に関連する施策を推進している中、県では県民生活、地域経済により密接に関連する取組を規定しています。

第1号では、再配達の削減を図るための施策を記載しています。

県民や事業者の消費活動に大きく関係し、コロナ禍の巣ごもり需要の影響もあり急速に拡大している宅配便事業において大きな課題となっている「再配達」について、県民、事業者に理解をいただきながら削減を図っていくことを規定しています。

第2号では、「貨物自動車運送事業者による人材確保や労働環境の改善を支援するための施策」を規定しています。

トラックドライバーの人手不足・高齢化が進む中、多様な担い手の確保・定着は喫緊の課題であるものの、本県の物流事業者のほとんどを占める中小・小規模事業者では人材確

保や定着につながる労働環境整備に取り組める人的・財政的余力が十分でない状況であることから、事業者の主體的な取組を支援していくことを規定しています。

第3号では、「県内物流関連事業者が提供するサービスの利用を促進するための施策」を規定しています。

物流は広域的に展開される活動であり、近年は自然災害への備えとしてサプライチェーンの分散化などの動きもあり、今後ますます広域化していくことが予想されています。

一方で、トラックドライバーの働き方改革やカーボンニュートラルなどの動きもあり、これまでのように単独のドライバーが広域化する物流を担うことは困難となっていくことから、複数の物流事業者が連携、協力して物流網を担ったり、積載率を高めたりする取組など、県内物流関連事業者の利用促進に向けた施策を進めることとしています。

(5) 第8条～第10条

第8条から第10条は県施策の推進に関する内容として、「推進体制の整備」(第8条)、「調査研究」(第9条)、「財政上の措置」(第10条)を記載し、附則として条例公布日をもって施行することを規定しています。

4 条例に関連したこれまでの取組、今後予定している取組

本条例に基づく具体的な施策を検討するに当たり、本県の物流業界に関する基礎的なデータとしては、国の統計データ以外には、県トラック協会会員に限定された運送事業者に関する情報、荷主企業に関しては民間調査会社による「物流2024年問題」への意識調査しかないことが課題となりました。

そこで、本県物流の特徴や2024年問題の影響などを把握するため、県内物流事業者、荷主企業の合計600社に対するアンケート調査・ヒアリング調査を令和6(2024)年末にかけて実施しました。

今後は、この調査結果を踏まえつつ、効果的な施策を検討・実施していきたいと考えています。

5 終わりに

人口減少の進展により労働力が減少する今日、各業界での働き方改革の推進は、地域経済基盤の強靱化の観点から極めて重要であり、山梨県としても積極的に取り組んでいるところです。

物流業界においても、これまでトラックドライバーの長時間労働に支えられてきた物流

機能を持続可能なものにしていくための大きな変革期が訪れていると認識しており、多くの物流関連事業者がこの変革期を乗り越えていけるよう、物流関連事業者や荷主企業だけの問題にせず、県民や事業者、学識者、商工団体、金融機関など様々なステークホルダーとともに地域における物流基盤の強化に取り組んでいきたいと考えています。

図表 物流基盤の強化に関する条例

第1条(目的) この条例は、本県における物資の流通の基盤(以下「物流基盤」という。)の強化に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、物流基盤の強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	第6条(県民の理解と協力) 県民は、基本理念にのっとり、物流基盤の強化の重要性について理解を深めるとともに、県が実施する物流基盤の強化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
第2条(基本理念) 物流基盤の強化は、物資の円滑な流通が本県の県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。	第7条(基本的施策) 県は、物流基盤の強化を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 - 一 再配達(荷受人の不在その他の事由により配達することができなかった物品を再度配達することをいう。)の削減を図るための施策 - 二 貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下この号において同じ。)を営む者が実施する人材の確保及び貨物自動車運送事業に従事する者の労働環境の改善を支援するための施策 - 三 県内に営業所又は事務所を有する物流関連事業者が提供するサービスの利用を促進するための施策 - 四 前各号に掲げるもののほか、物流基盤の強化に関する必要な施策
第3条(県の責務) 県は、前条に定める基本理念(次条から第六条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、物流基盤の強化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、市町村が物流基盤の強化に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。 3 県は、物流基盤の強化に関する施策を実施するに当たっては、物流関連事業者等(物流関連事業者(輸送、保管その他の物資の流通に係る業務を担う事業者をいう。以下この項及び第七条第三号において同じ。)及び当該物流関連事業者が提供するサービスを利用する事業者をいう。第五条において同じ。)及び県民の理解及び協力を得よう努めるものとする。	第8条(推進体制の整備) 県は、物流基盤の強化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。
第4条(市町村の責務) 市町村は、基本理念にのっとり、その市町村の区域の実情に応じた物流基盤の強化に関する施策を推進するよう努めるものとする。	第9条(調査研究) 県は、物流基盤の強化に関する施策を効果的に実施するため、物流基盤の強化に関する情報の収集、分析等の必要な調査研究を行うよう努めるものとする。
第5条(物流関連事業者等の責務) 物流関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、物流基盤の強化に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する物流基盤の強化に関する施策に協力するよう努めるものとする。	第10条(財政上の措置) 県は、物流基盤の強化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	附則 この条例は、公布の日から施行する。